

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第25項から第30項まで、第32項から第34項まで、第36項、第39項又は第40項」を「第23項から第28項まで、第30項から第32項まで、第34項、第37項又は第38項」に改める。

附則第3条の5中「第22項」を「第20項」に改める。

附則第9条中「第49項」の次に「、第51項」を加え、「第56項」を「第59項」に、「第40項」を「第38項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市都市計画税条例の規定は、平成17年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成16年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

○お問い合わせ先 資産税課土地係（内線383）